

平成 27 年度第 1 回国民健康保険運営協議会 議事録（要点）

日 時	平成 27 年 8 月 5 日（水） 午後 6 時 30 分 ～ 午後 7 時 30 分
会 場	宗像市役所 北館 2 階 202 会議室
出席者	会長：吉田洋之 委員：瀧口玉代、天野寛子、阿久根文子、吉田道弘、島村隆二、 和田俊樹、安東恵津子、山本喜由、中村洋子
その他出席者 （事務局）	柴田祐治（健康福祉部長）、馬場園明（保険医療担当部長兼国保医療課長）、 福嶋浩之（国民健康保険係長）、北島有紀（国保医療課主任主事）
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会について 2. 平成 27 年度国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 3. 平成 27 年度国民健康保険特別会計（直診勘定）予算 4. 平成 26 年度国民健康保険特別会計（事業勘定）決算（見込） 5. 平成 26 年度国民健康保険特別会計（直診勘定）決算（見込） 6. その他
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 27 年度第 1 回宗像市国民健康保険運営協議会次第 2. 宗像市国民健康保険運営協議会会議資料 3. 平成 27・28 年度宗像市国民健康保険運営協議会委員名簿 4. 宗像市国民健康保険運営協議会（会議規則・傍聴要領・概要） 5. 財政のしくみ（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度） 6. 国保医療課職員席次表

議事録（要点）		
項目	発言者	内容
1. 委嘱状交付	事務局	委員への委嘱状交付
2. 市長あいさつ代読	事務局	市長あいさつ（代読）
3. 自己紹介	委員及び事務局	委員及び事務局自己紹介
4. 開会	事務局	委員13人中、出席者10人。宗像市国民健康保険運営協議会規則第4条第5項により会議成立。 平成27年度第1回宗像市国民健康保険運営協議会を開会。
(1)会長選任	事務局	会長選任の説明及び結果報告
(2)会長あいさつ	会長	会長のあいさつ
(3)議事録署名委員の指名	会長	議事録署名委員に、A委員、B委員を指名。
5. 報告事項		
(1)国民健康保険運営協議会について	事務局	報告事項（1）について説明。
	会長	報告事項（1）について、質疑、意見はないか。
	全員	（質疑なし）
(2)平成27年度国民健康保険特別会計(事業勘定)予算	会長	次の報告事項に入る。 報告事項（2）について事務局からの説明を求める。
	事務局	報告事項（2）について説明。
	会長	報告事項（2）について、質疑、意見はないか。
	会長	対前年度において予算額が14億円増加したのは、ほぼ共同事業交付金の収入と支出が増えたことが原因と考えると良いか。
	事務局	共同事業交付金増加分と保険税率改定に伴う2億円の増加でこの増額分になると考えると良い。
	会長	来年以降もほぼ同じ規模で推移していくということか。
	事務局	予算額規模ではこの金額ベースになる。

	会 長	他に質疑、意見はないか。
	全 員	(質疑なし)
(3)平成 27 年度国民健康保険特別会計(直診勘定)予算	会 長	次の報告事項に入る。 報告事項(3)について事務局からの説明を求める。
	事務局	報告事項(3)について説明。
	会 長	報告事項(3)について、質疑、意見はないか。
	C 委員	大島に、はり灸の施設が出来たとのことだが、保険給付(療養費)の対象なのか。
	事務局	療養費の対象である。
	C 委員	大島診療所で医療的処置が出来ないので、医師が同意書を作成し、はり灸が実施される。直診の費用は減っているように見えても、診療所以外のはり灸での請求に流れているのでは。はり灸等の療養費に対しては、ルール違反なく適正に処理されているのか。全体的な歳出を見たときにどうなのかが問題。
	事務局	はり灸の医師の同意書については、大島診療所の医師以外が同意している分もありうる。疼痛等で医療上治療が出来ないことが前提条件。レセプトのチェックもおこなっており不正は見受けられないという判断。
	会 長	他に質疑、意見はないか。
	全 員	(質疑なし)
(4)平成 26 年度国民健康保険特別会計(事業勘定)決算(見込)	会 長	次の報告事項に入る。 報告事項(4)について事務局からの説明を求める。
	事務局	報告事項(4)について説明。
	会 長	他に質疑、意見はないか。
	全 員	(質疑なし)
(5)平成 26 年度国民健康保険特別会計(直診勘定)決算(見込)	会 長	次の報告事項に入る。 報告事項(5)について事務局からの説明を求める。
	事務局	報告事項(5)について説明。
	会 長	質疑、意見はないか。
	全 員	(質疑なし)

		会 長	報告事項は終了とする。分かりにくい制度なので、質問等あれば、次回の会議時か直接事務局の方にお尋ねを。最後にその他で事務局から何かあれば。
5. その他		事務局	次回以降の開催時間は、今回と同じく 18 時 30 分からで良いか。今年度は、28 年度の税率改定について、年明けに運営協議会を開催する予定。
		会 長	18 時 30 分からでお願いします。これを持って第 1 回国民健康保険運営協議会を終了する。